

## 告 示

### 埼玉県告示第千百九十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十一月八日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロ ジャース新座店

埼玉県新座市野火止一―五百九十七―一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

#### (1) 交通問題

ア 警察と協議を行い、必要な安全対策を行ってください。

イ 登下校時における関係車両等の進入を自粛及び児童生徒が安全に通行できるための車両誘導員を配置することとし、交通事故等が生じないように万全を期してください。

ウ 児童及び生徒が安全に通行できるよう、荷さばき車両、自動車駐車場及び自転車等駐輪場の出入口等に、適切な交通整理員の配置や利用者に注意喚起等を実施して、交通事故等が生じないように万全を期してください。

エ 本市の基準では、商業施設の場合、延床面積三十平方メートルごとに一台以上の駐車場施設が必要です。変更後の収容台数は、算出した必要台数を満たしているため、計画のとおり施工願います。

オ 繁忙期等の混雑時には交通整理員を配置し、円滑に駐車場に誘導してくだ  
さい。

#### (2) 騒音問題

ア 騒音規制法及び振動規制法に規定されている特定施設を設置する場合は、当該施設の設置工事の開始日の三十日前までに届け出てください。

また、埼玉県生活環境保全条例に規定されている指定騒音施設及び指定振動施設を設置する場合又は指定騒音作業を実施する場合は、当該施設の設置工事又は当該作業の開始日の三十日前までに届け出てください。

イ 施設の敷地内における自動車走行等による騒音（来客の自動車によるもの、荷さばき作業のための車両からの騒音を含む。）が予見されず。ついては、注意喚起の看板の設置や駐車場の夜間利用制限等を行うことで、騒音

の発生を低減することに努めてください。さらに、周辺の住民の生活環境の保持の観点から店舗利用者や従業員に対し注意喚起できるよう施設の敷地内に限定することなく看板の設置を行うように努めてください。

ウ 店舗や施設で用いる冷却塔、室外機等については、騒音対策として、機器周辺の遮音効果を高めることや機器周辺の吸音処理を行うこと(周辺の壁に吸音にすぐれた素材を用いること等)、また、低騒音機器を導入すること、さらには、防振架台の設置等機器の稼働に伴う振動を防止すること等で、騒音の発生を低減することに努めてください。

エ 収容能力が二十台以上又は駐車面積が五百平方メートル以上の自動車駐車場については、埼玉県生活環境保全条例に基づき、看板の掲出等により駐車場利用者に対してアイドリング・ストップを行うよう周知していただきます。

なお、看板によりアイドリング・ストップを行うよう周知する場合は、二十台につき看板一枚を目安として全ての駐車場利用者に認識されやすい場所に設置してください。

### (3) 光害問題

サーチライト等の照明目的以外に漏れ出す光や必要がない光を少なくし、不要な光の氾濫を起こさないよう配慮してください。

また、近隣住民からの苦情等があった場合には、誠実に対応するよう努めてください。

## 二 縦覧期間

令和四年十一月八日から令和四年十二月八日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター